

令和6年度任用 勝浦町会計年度任用職員登録者募集案内

(教育委員会：部活動指導員追加募集)

1 募集受付期間

令和6年4月19日(金)～令和6年5月15日(水)

- (1) 申し込みは、「持参」又は「郵送」により行ってください。
- (2) 「郵送」による申込は、令和6年5月15日必着。
- (3) 募集受付期間経過後の申込みは、一切受け付けいたしませんので十分注意してください。

2 選考資格

次のいずれかに該当する方は、選考を受けることができません。

地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者

- ①禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ②勝浦町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 募集職種、職務の内容及び募集人員等

別紙「勝浦町会計年度任用職員登録者募集一覧表(教育委員会：部活動指導員追加募集)」を参照

4 選考の日時、選考場及び選考方法

- (1) 選考日時 令和6年5月下旬
- (2) 選考場所 勝浦町役場ほか
- (3) 選考方法 書類選考及び面接

※選考案内通知時に、日時、選考会場をお知らせします。

5 応募手続

(1) 申込用紙

①直接取りにくる場合

受付期間内の執務日の午前8時30分から午後5時までに勝浦町役場総務防災課でお受け取りください。

②勝浦町ホームページからダウンロードする場合

勝浦町ホームページ(<https://www.town.katsuura.lg.jp/>)の「採用情報・募集」からダウンロードしてください。

(2)受験申込先

- ①直接持参する場合は、勝浦町役場総務防災課まで提出してください。
- ②郵便による申込みの場合は、封筒の表に「会計年度任用職員登録申込」と朱書きし、「一般書留郵便」により下記申込先までお送りください。

【申込先】〒771-4395 徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3番地
勝浦町役場総務防災課 人事係宛

(3)受付期間

- ①直接持参する場合は、受付期間内の執務日（月曜日から金曜日）の午前8時30分から午後5時までに提出してください。
- ②郵便による申込みの場合は、令和6年5月15日必着。

(4)提出書類

勝浦町会計年度任用職員登録申込書（令和6年度登録）1部
※資格を要する職種の場合は免許証の写し

(5)選考案内

- ①申込書を提出後に選考案内を連絡します。令和6年5月22日までに連絡がない場合は、勝浦町役場総務防災課 人事係（Tel.0885-42-2511）へ連絡してください。

(6)その他

- ①身体に障害があるなど、配慮を必要とする場合は、勝浦町役場総務防災課に申し出てください。
- ②提出資料の返却はいたしません。また、選考及び任用に際して取得した個人情報 は、勝浦町個人情報保護条例に基づき適正に管理し、選考及び任用に関する事務以外の目的で使用されることはありません。

6 選考結果の発表

任用登録申込による選考後、結果を 文書で通知します。

合格者は会計年度任用職員候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）に登録されます。登録者の中から、本人の希望及び業務内容等を勘案し、条件に合う方に就労確認を行い任用となります。（就労確認の連絡は、順次行います。連絡が任用の数日前となる場合もありますが、御了承ください。）

候補者名簿登録の有効期間は、登録日から令和7年3月31日までです。候補者名簿に登録された方が多数となった場合には、任用されない場合もありますのでご注意ください。（連絡のない方は、任用されないこととなりますが、後日に欠員が出た場合などに就労可能の連絡をする場合があります。）

7 任用

(1) 任用の開始日

選考により採用される方の任用は、令和6年6月1日以降となります。

(2) 条件付採用

地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1カ月を良好な成績で勤務した場合に会計年度任用職員として正式採用となります。

(3) 各種手当、休暇等

①各種手当

条件を満たす場合は、初任給調整手当、通勤手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当やこれらに相当する報酬や期末手当・勤勉手当等が支給されます。

②休暇

任用期間や勤務日数等に応じて年次休暇を付与されるほか、夏季休暇、忌引休暇などの特別休暇があります。※勤務条件によって付与や日数は異なります。

(4) 健康保険等

勤務条件等に応じて、各種共済組合等へ加入します。

(5) 公務災害

徳島県市町村総合事務組合が定める市町村の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。(連続する通算任期が、1年を超えた場合は、地方公務員災害補償法に基づく制度が適用されます。)

(6) 服務

地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止)

(7) 再度の任用

一会計年度終了後、地方公務員法に定める平等取扱いの原則及び成績主義に基づき、人事評価結果等により、公募によらず再度任用される場合があります。

(8) その他

健康診断(勤務時間による)、人事評価あり

【募集に関する問い合わせ】

〒771-4395

徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田 3 番地

勝浦町役場 総務防災課 人事係

電話 0885-42-2511 (代表)

IP 電話 050-3438-7148

電子メール soumu@town.katsuura.i-tokushima.jp